

(財政金融委員会)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一五号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、個人のする政治活動に関する寄附を引き続き促進するため、税制上の優遇措置の期限を延長するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人のする政治活動に関する寄附についての寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の期限を平成二十一年十二月三十一日まで延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約四十八億円である。